

声 明

(1) 日本トムソン姫路工場において「派遣切り」された労働者がJMIU日本トムソン支部に加入し、労働局の是正指導を得て直接雇用を勝ち取ったものの期間限定の雇用でしかなかったため、正社員としての地位確認などを求め提訴した裁判の判決が本日、神戸地裁姫路支部であった。中村隆次裁判長は、「雇用責任は認めない」が、日本トムソンの「違法の重大性」を認め「慰謝料1人50万円の支払い」を命ずる一部勝訴の判決を下した。

(2) 本裁判は、原告らの派遣について、労働者派遣法違反だけでなく職業安定法違反を兵庫労働局が認定したこと、松下PDP事件・最高裁判決(2009.12.18)が事前面接等の派遣先に採用への関与があった場合などには派遣先の雇用責任が生じる旨の判断を示したことを受けて、偽装出向、偽装請負、期間制限違反の違法派遣と、どの時点でも違法な状態下で原告らを就労させ、兵庫労働局からその是正を命じられるや、形ばかりの直接雇用を実現したものの僅か5か月で原告らを雇止めした日本トムソンに対し、雇用責任と不法行為責任を追求するものとして争われてきた。

(3) 判決は、日本トムソンの採用への関与・賃金の決定権について認めない上に、指揮監督権や配置・懲戒の権限を有していたものの、解雇権限まで有していたわけではないとして、黙示の労働契約の成立を否定し、日本トムソンの雇用責任を否定した。

しかし、一方で、出向・請負・派遣など短期間に雇用形態を変更してきたことは、違法状態を十分認識していたものであり、「原告らの5年超の長きにわたる違法な派遣労働下において就労をさせられた」という実態の「違法の重大性」を認め慰謝料の支払いを命じた。

(4) 判決は、日本トムソンの「違法の重大性」を認めながら、雇用責任を認めず、原告の「正社員として働きたい」という切実な願いを否定するものである。日本トムソンの不法行為責任は認めたが、雇用責任を否定した判決を認めたのでは、「金さえ払えば労働者の首を切れる」との風潮が生じる事態も懸念される。

私たちは、この判決に強く抗議して直ちに大阪高裁へ控訴し、正社員化を実現すべく奮闘するものである。現在、日本トムソンは過去最高水準の生産体制で業績はV字回復であり、約100億円の設備投資計画をも発表している。原告ら期間社員を解雇した姫路工場へは、主力の岐阜製作所からの配転で人員補充をしている。原告青年らを職場に戻すことを日本トムソンに決断させ争議の早期全面解決をはかるとともに、「正社員があたりまえの社会の実現」めざし労働者派遣法抜本改正など全国の仲間と連帯し、全力でたたかうことをあらためて決意するものである。

以上

2011年2月23日

全日本金属情報機器労働組合（JMIU）
同 兵庫地方本部
同 日本トムソン支部
日本トムソン正社員化裁判弁護団
日本トムソン正社員化裁判原告団